

令和7年8月8日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、関東建設工業株式会社（群馬県太田市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木（内線：5880）

経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
関東建設工業（株）	群馬県太田市飯田町 1 5 4 7 O T A スクエアビル 7 F

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 8 月 8 日から令和 7 年 1 0 月 7 日まで（2 ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和 7 年 7 月 9 日、さいたま地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の営業部長が公契約関係競売入札妨害の罪により起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第 2 第 8 号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 8 号>

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12 号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内 1 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内